

横浜市衛生研究所の設置根拠と関係法令

横浜市衛生研究所は、設立された昭和31年当時は、食品衛生法に基づく食品衛生検査所としてスタートしました。その後、社会情勢の変化に伴い対象とする範囲が広がり、今日では、地域保健法に基づく基本指針や指針を受けた地方衛生研究所設置要綱に基づき、市民生活に密着した市民の健康・安全・安心に関わる①試験検査、②調査研究、③研修指導、④情報の収集・解析・提供等の業務を行っています。

以下に、衛生研究所の設置条例と関係する法律や国の通知等の一部を参考に示します。

- 横浜市衛生研究所条例
- 食品衛生法
- 地域保健法律及び同法に基づく地域保健対策の推進に関する基本指針並びに同指針に基づく地方衛生研究所設置要綱
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び同法に基づく感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針並びに感染症発生動向調査事業実施要綱
- 薬事法
- 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
- 水道法
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- その他、公衆浴場法、毒物劇物取締法、地域健康危機管理ガイドライン及び同ガイドラインに基づく地域における健康危機管理に関する地方衛生研究所のあり方 等